証券コード　8617
（発送日）2025年６月５日
（電子提供措置の開始日　2025年６月２日）

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目１番10号
光世証券株式会社
取締役社長　巽　　大　介

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第65回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.kosei.co.jp/ir/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「光世証券」または「コード」に当社証券コード「8617」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2025年６月25日（水曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　　時**　2025年６月26日（木曜日）　午前10時
2. **場　　　所**　大阪市中央区北浜二丁目１番10号
当社本店　11階ＧＴホール
（末尾の株主総会会場案内略図をご参照ください。）
3. **目 的 事 項**

報 告 事 項　第65期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

〈会社提案（第１号議案から第４号議案）〉

第１号議案　資本準備金の額の減少の件
第２号議案　剰余金処分の件
第３号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

〈株主提案（第５号議案から第６号議案）〉

第５号議案　自己株式取得の件
第６号議案　定款一部変更（自己株式の消却）の件

当社取締役会は、株主提案（第５号議案から第６号議案）のいずれにも反対しております。

以　上

〜〜

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎電子提供措置事項のうち、次の項目につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①事業報告の「会計監査人に関する事項」
②事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
③事業報告の「新株予約権に関する事項」
④計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主１名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面をご提出ください。

2025年６月26日(木曜日)午前10時

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

インターネットまたは書面による議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限　2025年６月25日(水曜日)午後５時まで

書面(郵送)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するよう、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限　2025年６月25日(水曜日)午後５時まで

議決権行使書のご記入にあたってのご案内

行使期限：2025年６月25日（水曜日）午後５時まで

本定時株主総会におきましては、株主様１名より、株主提案権の行使（以下「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。

当社取締役会としては、それぞれの株主提案に対し、反対する旨の意見を記載しております。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否のご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

（議決権行使書用紙のイメージ）

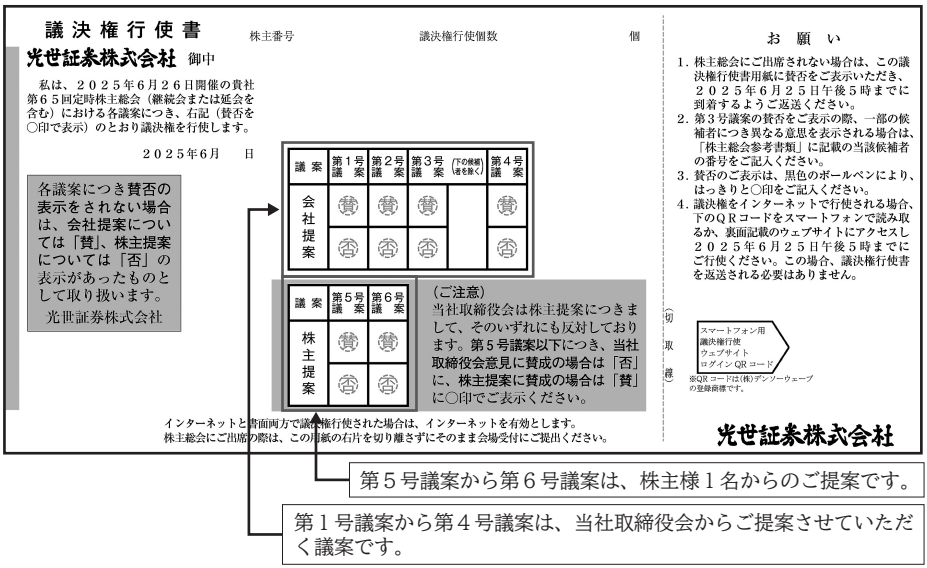

当社取締役会は、第５、６号議案（株主提案）に反対しております。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。

【複数回行使された場合の議決権の取扱い】

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

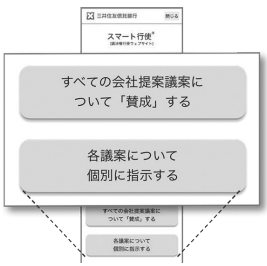

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

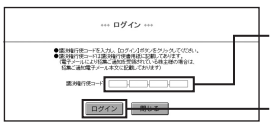

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間：午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

〈会社提案（第１号議案から第４号議案）〉

第１号議案　資本準備金の額の減少の件

今後の財務戦略上の柔軟性および機動性を確保すること等を目的として会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する準備金の額および準備金の減少がその効力を生ずる日は次のとおりであります。

１．減少する準備金の額

資本準備金　　3,000,000,000円のうち、150,000,000円

２．準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年６月26日

第２号議案　剰余金処分の件

当社は、継続的かつ安定的に配当をおこなうことを念頭に株主価値の向上を図る等、総合的な観点から勘案して以下のとおり剰余金の処分および期末配当をさせていただきたいと存じます。

なお、本議案につきましては、第１号議案「資本準備金の額の減少の件」が承認されることを条件とさせていただきたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　　250,235,263円

増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　250,235,263円

２．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、47,249,725円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2025年６月27日

第３号議案　　取締役（監査等委員である者を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案について同じとします。）３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	巽　大介（たつみ　だいすけ） (1964年５月17日生)	1997年12月　当社入社　理事 1998年６月　当社取締役 2000年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	525,433株
2	石川卓也（いしかわたくや） (1963年６月12日生)	1985年４月　当社入社 1997年12月　システム部課長 2011年４月　システムソリューショングループ担当執行役員 2019年６月　当社取締役システムソリューショングループ兼ネット事業統括兼管理部門管掌 現在に至る	3,303株
3	山本將晴（やまもとまさはる） (1970年１月８日生)	2002年２月　税理士登録 2002年10月　山本会計事務所所長 2008年６月　当社取締役 現在に至る	36,590株

(注)1．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．山本將晴氏は、独立社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3．取締役候補者の選任理由について
(1)巽大介氏は、2000年６月より当社の代表取締役として、長年にわたり経営戦略や事業方針の決定をおこなうなど、当社の経営を担っております。
引き続き、豊富な経験・知識を活かして当社の経営を担うため取締役として選任をお願いするものであります。
(2)石川卓也氏は、長年にわたりシステム部門に従事し、当社のシステム開発を担い、その豊富な経験と実績を活かし、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
4．社外取締役候補者とした理由および期待される役割について
山本將晴氏は、当社の独立社外取締役として、税務、財務、経理面の豊富な専門的知識を活かし、税務、財務等の視点から当社の職務執行に対して適切な助言をおこなってまいりました。
引き続き、同様の職務の遂行を期待しており、同氏を独立社外取締役候補者といたしました。
なお、同氏の独立社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、17年となります。
5．責任限定契約について
当社は、山本將晴氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役 児玉憲夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
きし　もと　たつ　じ 岸　本　達　司 （1960年６月16日生）	1987年４月　弁護士登録 1987年４月　児玉憲夫法律事務所 （現 新世綜合法律事務所）入所 1998年４月　新世綜合法律事務所　パートナー 2007年４月　大阪家庭裁判所　調停委員（現任） 2009年４月　関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 2011年６月　株式会社シャルレ　監査役 2012年４月　関西大学会計専門職大学院　非常勤講師（現任） 2020年１月　新世綜合法律事務所　代表パートナー（現任） 2021年６月　株式会社シャルレ　社外取締役（監査等委員）（2025年6月退任予定） 大和ハウス工業株式会社　社外監査役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 新世綜合法律事務所 代表パートナー 大和ハウス工業株式会社 社外監査役	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者の選任理由について

岸本達司氏は、過去に社外役員となること以外に、会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の職務を適切に遂行できるものと判断しております。

３．社外取締役候補者とした理由および期待される役割について

岸本達司氏は、弁護士として培われた豊富な経験と高い見識、専門性を活かし法務、コンプライアンスの視点から当社の職務執行に期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。

4．責任限定契約について
当社は、岸本達司氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となっております。
5．岸本達司氏は、独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】本株主総会において各取締役候補者が選任された場合のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	独立役員	経営・戦略	金融・証券	IT・DX	法務・コンプライアンス	税務・財務・会計	リスクマネジメント
巽　大介	取締役社長		●	●	●	●		●
石川　卓也	取　締　役		●	●	●			●
山本　將晴	社外取締役	●	●		●		●	
森　正行	取　締　役 監査等委員			●		●		●
岸本　達司	社外取締役 監査等委員	●		●		●		●
村形　聡	社外取締役 監査等委員	●	●		●		●	

〈株主提案（第５号議案から第６号議案）〉

第５号議案から第６号議案までは、１名の株主様からの提案によるものであります。なお、提案株主様から通知された提案内容および理由については、提出された書面の原文のまま記載をしております。

提案の内容

第５号議案

１　自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条第１項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から１年以内に当社普通株式を、株式総数200万株、取得価額の総額10億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の2024年３月期における純資産は有価証券報告書によれば約169億円であります。当時点で自己資本比率は74.6％あり、さらに証券業に係る自己資本規制比率も900％を超えており、同業種の中で比較しても十分な自己資本を有しております。

当社の主な純資産の内容としては、現金・預金、投資有価証券、土地、建物等であります。内訳としては現金・預金は65億円、また投資有価証券は50億円あり、うち日本取引所グループ1社だけで33億円となります。さらに、土地に関しては27億円とありますが、長期間に渡り貸借対照表上の記載が時価評価ではないため、現在の価値に換算すると財務諸表上の金額より実勢価格は少なくとも数倍になると見込まれます。一方で当社の時価総額は長期間40億円程度で推移しております。

つまり、当社の極めて低いPBRは純資産を正確に時価評価すれば、実態はさらに大幅に低い数値となります。

一方で、当社の属する証券業においてはその業務の性質からも金融庁、東証によるコーポレートガバナンス・コードに対する取り組みがより一層求められるはずですが、当社のPBRは同業種における全ての上場企業の中でも最下位の水準で長年推移しており、同業他社が具体的な取り組みを示す一方で当社においては改善の取り組みが全く見られない状況であります。

そこで、コーポレートガバナンス・コードに沿った取り組み、またPBR1倍を目途とする施策の一つとして大規模な自社株買いを提案致します。

繰り返しとなりますが、当社の実際の自己資本は財務諸表上の数値より極め

て大きなものとなっており、資本コストの改善には今後も、より大胆な取り組みが必要となります。

【第５号議案に対する当社取締役会の意見およびその理由】

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本議案は、個人株主から提出されたもので、証券投資指標である株価純資産倍率PBRが１倍となることを目途として、当社に対し大規模な自社株買いをすることを提案されています。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しておりますが、他方で、金融機関として、お客様の安心安全のために強固な財務体質を維持していくことも重要施策の一つとしております。当社取締役会は、現在の当社の財務状況と経営成績に鑑みますと、現時点で自己株式取得を施策として講じることは適当でないと考えております。

また、当社は、中長期的な企業価値向上のために必要な諸施策の決定をしていくなかで、まず、収益性の回復及び向上が当面の最重要課題と捉えております。

自己株式の取得については、資本コストや株価を意識した経営の重要性を踏まえ、今後の当社の収益状況など経営環境を勘案しながら、剰余金の配当も含めた資本政策の中で検討されるべき事項と考えます。

以上から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

第６号議案

２　定款一部変更（自己株式の消却）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第８条以降を各１条ずつ繰り下げる。

現行定款

（新設）

変更案

第８条（自己株式の消却）

本会社は会社法第309条第1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

(2) 提案の理由

上述の通り、当社は現状極めて高い資本コストで経営を行っており、株主還元の拡充及び資本効率の向上に向けた対策をほぼ提示していない現状において、喫緊に資本コストを下げる必要があります。当社のバランスシートは事業の運営上必要な規模以上に膨張しており、当社のROEが希薄化され、資本市場において極めて非効率な運営を余儀なくされております。これらの状況は当社が属する証券業においてコーポレートガバナンス・コードへの対応として、本来率先して改善しないといけない状況にも関わらず放置していることで、証券業としての顧客獲得をはじめ市場からの評価、信用において極めて不利な状況となっており、早期の改善が求められます。現に2025年3月期決算においては上場している証券会社の中で当社のみ赤字が予想されます。

よって、取得した自己株式においては会社法第178条に基づき消去する施策を採用し、一刻も早く資本コストの改善に取り組むべきと考えます。

改めまして、当社においては資本コストや株価を意識した経営の具体的な対策方針が示されていない中、上記提案が受け入れられない場合は当社としての対案の提示が出されるべきと考えます。資本市場で証券業を営む当社が東証の定めたコーポレートガバナンス・コードに真摯に向き合わないことは、昨今のコーポレートガバナンス改革の流れと証券市場活性化を真っ向から否定するものになります。

【第６号議案に対する当社取締役会の意見およびその理由】

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

本議案は、第5号議案と同じ個人株主から提出されたものです。

株主様は、議案の提案理由において、自己株式を「会社法第178条に基づき消去する施策を採用し、一刻も早く資本コストの改善に取り組むべき」とされ、当社の定款に、自己株式の消却を株主総会で決議できる旨の規定を新設することを提案されております。

しかしながら、自己株式の消却は、同じ第178条の第2項において、取締役会の決議により決定されると定められています。そのため、別途、定款に、株主総会での決議事項とすることを定める必要性はないと考えております。

以上から、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　場

当社本店　11階ＧＴホール

大阪市中央区北浜二丁目１番10号

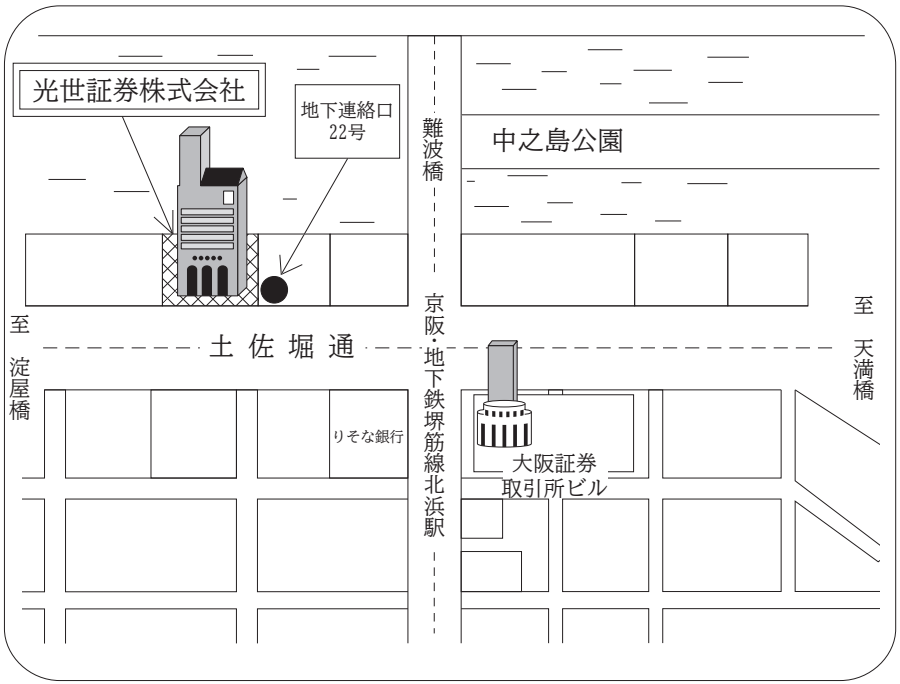

〔最寄の駅〕

地下鉄 堺 筋 線	北 浜 駅	徒歩２分
地下鉄 御堂筋線	淀屋橋駅	徒歩５分
京　阪　電　鉄	北 浜 駅	徒歩２分

当日は、駐車できませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。

お体の不自由な株主様の同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等はご入場いただけます。

車椅子等にてご来場の株主様は、会場スタッフがご案内いたします。